

「きた住まいる住宅」の建設を応援します

住宅性能向上に資する「きた住まいる住宅」の普及促進を目的に、新築住宅の建築経費に対して補助します。

●補助金交付要綱（以下抜粋）を満たす住宅を新築（購入）する場合

【対象者】 きた住まいるメンバーに登録された業者の施工で住宅を建設する者

- 【条件】
- 東川風住宅設計指針に定める審査基準を満たすこと（景観への配慮）
 - 北海道が定める「きた住まいる」に登録された戸建専用住宅であること
 - 道産材を使用すること
 - UA値（外皮平均熱貫流率）：0.28W/m²・K以下
※熱回収計算を含まない
 - C値（相当隙間面積）：1.0cm²/m²以下
※詳細は要綱を参照ください

【補助金額】 事業費の1/2以内で上限100万円の補助（町内業者は上限150万円）
（二世帯住宅の場合は、上限200万円（町内業者は上限300万円））
※二世帯住宅は、東川町二世帯居住推進事業補助金交付要綱第4条第1項第2号又は第4号のいずれかに該当する場合に限る。

<きた住まいる>（概要）

「きた住まいるメンバー」への登録

【登録の基本ルール】

- | | |
|--------------------|------------------|
| ☆省エネ性能：断熱等性能等級4以上 | ★BIS、BIS-Eの資格をもつ |
| ☆耐久性能：劣化対策等級3以上 | 専門技術者による設計・施工 |
| ☆耐震性能：新築住宅は平成12年改正 | ★工事や調査の記録保管 |
| 建築基準法で規定された耐震基準以上 | |

「きた住まいるサポートシステム」への保管

きた住まいるメンバーに登録された業者により施工した住宅をシステムへ保管

<高断熱・高气密化>

断熱性能、気密性能の高質化

- UA値（外皮平均熱貫流率）：0.28W/m²・K以下
※換気による熱回収計算を含まない
◆申請時に設計性能評価書を提出すること。
- C値（相当隙間面積）：1.0cm²/m²以下
◆気密測定試験を実施し、完了時に測定結果を提出すること。

<東川風住宅>（イメージイラスト）



この補助制度は、平成30年度限り